

児童発達支援管理責任者の要件となる実務経験について

以下の①～③のいずれかを満たしていること。

- ① イ及びロの期間が通算して5年以上、かつ、ハの期間を除外した期間が3年以上であること
 ② ニの期間が通算して8年以上、かつ、ホの期間を除外した期間が3年以上であること
 ③ イ、ロ、ニを通算した期間から、ハ、ホを除外した期間が3年以上かつ、ヘの期間が通算して5年以上であること

イ	次の(1)から(6)に掲げる者が、 相談支援の業務 （身体上もしくは精神上の障がいがあること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者又は児童の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務）に従事した期間	
(1)	一般相談支援事業、特定相談支援事業、障がい児相談支援事業、地域生活支援事業、旧障がい児相談支援事業、身体障がい者相談支援事業、知的障がい者相談支援事業の従事者、居宅介護支援事業、介護予防支援事業、その他これらに準ずる施設・事業・機関の従業者又は準ずる者	ロと通算して5年以上かつ ハの期間を除外して3年以上
(2)	児童相談所、児童家庭支援センター、里親支援センター、身体障がい者更生相談所、精神障がい者社会復帰施設、知的障がい者更生相談所、福祉事務所、発達障がい者支援センターの従業者、その他これらに準ずる施設・事業・機関の従業者又は準ずる者	
(3)	障がい児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センターの従業者、その他これらに準ずる施設・事業・機関の従業者又は準ずる者	
(4)	障がい者職業センター、障がい者就業・生活支援センターの従業者、その他これらに準ずる施設・事業・機関の従業者又は準ずる者	
(5)	学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く）の従業者、その他これらに準ずる施設・事業・機関の従業者又は準ずる者	
(6)	病院、診療所の従業者（社会福祉主事任用資格者、訪問介護員2級以上に相当する研修修了者、ロの有資格者、イ(1)から(5)までの従事期間が1年以上の者に限る。）、その他これらに準ずる施設・事業・機関の従業者又は準ずる者	
ロ	次の(1)から(5)に掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者、訪問介護員2級以上に相当する研修修了者、保育士、児童指導員任用資格者、又は精神障がい者社会復帰指導員（以下「社会福祉主事任用資格者等」という。）が、 直接支援の業務 （身体上又は精神上の障がいがあることにより日常生活を営むのに支障がある者又は児童につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して、介護に関する指導を行う業務、又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練やその他の支援並びにその訓練等を行う者に対して、訓練等に関する指導を行う業務その他の職業訓練や職業教育等の業務）に従事した期間	イと通算して5年以上かつ ハの期間を除外して3年以上
(1)	障がい児入所施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童家庭支援センター、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、里親支援センター、障害者支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院又は診療所の療養病床に係るもの（以下「療養病床関係病室」という。）の従業者、その他これらに準ずる施設・事業・機関の従業者又は準ずる者	
(2)	障がい児通所支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、障がい福祉サービス事業、老人福祉法第5条の2第2項に規定する老人居宅介護等事業（以下「老人居宅介護等事業」という。）の従事者、その他これらに準ずる施設・事業・機関の従業者又は準ずる者	
(3)	病院、診療所、薬局、訪問看護事業所の従業者、その他これらに準ずる施設・事業・機関の従業者又は準ずる者	

(4)	特例子会社、重度障がい者多数雇用事業所施設設置等助成金受給事業所の従業者、その他これらに準ずる施設・事業・機関の従業者又は準ずる者	
(5)	学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く）の従業者、その他これらに準ずる施設・事業・機関の従業者又は準ずる者	
ハ	以下①、②の期間を合算した期間 ① 老人福祉施設、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センター（その他これらに準ずる施設）、居宅介護支援事業、介護予防支援事業の従業者（これらに準ずる者）が、 相談支援の業務 （その他これらに準ずる業務）に従事した期間 ② 老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、療養病床関係病室（その他これらに準ずる施設）の従業者、老人居宅介護等事業（その他これらに準ずる事業）の従業者、特例子会社、重度障がい者多数雇用事業所施設設置等助成金受給事業所（その他これらに準ずる施設）の従業者であって、社会福祉主事任用資格者等である者が 直接支援の業務 に従事した期間	
ニ	ロの(1)から(5)に掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者等でない者が、 直接支援の業務 に従事した期間	通算8年以上 ホの期間を除外 して3年以上
ホ	老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、療養病床関係病室（その他これらに準ずる施設）の従業者、老人居宅介護等事業（その他これらに準ずる事業）の従業者、特例子会社、重度障がい者多数雇用事業所施設設置等助成金受給事業所（その他これらに準ずる施設）の従業者であって、社会福祉主事任用資格者等でない者が 直接支援の業務 に従事した期間	
ヘ	次の資格に基づき「当該資格に係る業務」に従事した期間 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士、公認心理師	通算して5年以上 イ・ロ・ニの通算から ハ・ホを除いて3年 以上かつ、への期間を 通算して5年以上

※1 いわゆる無認可作業所における指導員等の直接支援職員としての職歴については、①公的な補助金又は委託により運営されていること②業務内容や勤務状況の記録が適正に整備・保管されていること③所属長等による実務経験の証明が可能であること の全てを満たすことができる場合に限り実務経験に含めることができる。

※2 1年以上の経験年数とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることをいうものとする。